(2) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

(3) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

(4) 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

(5) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。）を三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のもので覆ったもの

ロ　防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合　次の(i)から(iii)までに適合するものであること。

(i) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号イ(2)に規定する特定防火設備又は骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（次の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(一) 周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。

(二) 防火設備が枠と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。

(ii) 令第百十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。

(iii) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクローザーの閉鎖力が、次の式によって計算した数値以上である場合には、この限りではない。

$$F = \frac{\Delta P H d B d}{2}$$

この式において、F、ΔP、Hd及びBdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F　ドアクローザーの閉鎖力（単位　ニュートン）

ΔP　通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値（単位　一平方メートルにつきニュートン）

地階を除く階数が三の建築物	一階	二階	三階
	三十	二十五	五十
地階を除く階数が二の建築物	二十	二十五	—

Hd　床から防火設備の上端までの高さ（単位　メートル）

Bd　防火設備の幅（単位　メートル）

(2) (1)に掲げる場合以外の場合　次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(ii) (1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

二　間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合　次のイからニまでに適合するものであること。

イ　間仕切壁は、次の(1)から(3)までのいずれか（耐力壁にあっては(1)に限る。）に該当する構造であること。

(1) 前号イに定める構造

(2) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもので覆ったもの

(3) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが七十五ミリメートル以上のもの

ロ　柱は、耐火構造（令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。

ハ　はりは、耐火構造（令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。

ニ　防火設備は、前号ロに適合するものであること。

三　令第百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合　次のイからヌまでに適合し、かつ、壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすること。

イ　耐力壁である間仕切壁は、第一号イに定める構造であること。

ロ　非耐力壁である間仕切壁は、耐火構造であること。

ハ　外壁は、第一号イに定める構造であること。

ニ　柱は、前号ロに定める構造であること。

ホ　床（最下階の床を除く。）は、第一号イに定める構造（間仕切壁によって壁等で区画された部分（壁等により構成される室の部分を除く。第三において同じ。）と防火上有効に遮られている床にあっては、耐火構造）であること。

ヘ　最下階の床は、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号に定めるものに限る。第三において同じ。）で造られたもの又は耐火構造であること。

ト　はりは、前号ハに定める構造であること。

チ　屋根は、耐火構造であること。

リ　間仕切壁の開口部に設ける防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第二号ロ(2)に該当する場合　次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 特定防火設備であること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合　次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 次の(一)又は(二)に適合するものであること。

(一) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが二十四ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張ったもの（第一号ロ(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(二) 第一号ロ(2)(i)に適合するものであること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

ヌ　外壁の開口部に設ける防火設備は、特定防火設備であること。

第三　第二第三号に掲げる場合には、壁等で区画された部分の一方と壁等により構成される室の部分の床面積の合計がそれぞれ三千平方メートルを超えず、かつ、壁等の室内の建築物の部分（壁等を構成する建築物の部分を除く。第四において同じ。）（延焼防止上支障のない建築設備を除く。）が不燃材料で造られたもの又は耐火構造（被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。以下第三において同じ。）（構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりにあっては耐火構造）であること。

第四　壁等が、壁等以外の建築物の部分（第二第三号に掲げる場合には、壁等の室内の建築物の部分を除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものであること。